

令和3年度 南山城村子育て世帯等 生活支援給付金のご案内

新型コロナウイルスの感染症の影響を踏まえ、南山城村では子育て世帯等に対し臨時的な給付措置として、子育て世帯等生活支援給付金事業を実施します。

1. 給付対象

令和3年5月1日において、南山城村の住民基本台帳に記録されている方で構成する世帯であって、下記の①・②のいずれかに該当する世帯

- ① 子育て世帯： 平成15年4月2日以降に出生した児童が属する世帯
- ② 学生世帯： 平成11年4月2日から平成15年4月1日までに出生した方で、学校教育法に規定する大学、専門学校等に在学中の学生が属する世帯（令和3年5月1日以降に発行された在学証明書を添付）

2. 受給権者（申請者） ・ 給付額

給付対象となる世帯の世帯主に対象者(児童・学生)1人につき10万円を給付します。

3. 申請から決定までの流れ

南山城村：対象になると思われる世帯の世帯主へ、7月中旬以降に申請書を郵送します。

世帯主：申請書到着後、給付対象に該当する場合は、記入例を参考に申請書に記入・押印の上、必要書類を添付していただき、同封の返信用封筒(切手不要)で南山城村税住民福祉課に提出してください。
※感染防止の観点から、郵送での申請にご協力をお願いします。

南山城村：提出された申請書の審査を行い、給付対象として決定した場合は、給付決定した旨を世帯主に通知すると同時に、給付金の振込手続きに入ります。（給付決定まで概ね2～3週間程度かかります。）
また、審査の結果、給付対象外となる場合は、その旨を世帯主に通知します。

※申請書の記載漏れ等の不備により申請書を返送した場合は、決定までに更に時間を要します。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

4. 代理申請

下記の①～③の方に限り、世帯主の代理人として申請することが可能です。
代理申請をする場合は、申請書の代理人欄（委任欄も含む）に記入・押印の上、必要書類を添付していただき、提出してください。

- ① 令和3年5月1日時点での世帯主の属する世帯の構成員
- ② 法定代理人
- ③ 親族、その他普段から世帯主本人の身の回りの世話をしている者で村長が特に認める者

※世帯主及び代理人の本人確認ができなかった場合や世帯主と代理人との関係性を確認できなかった場合は、申請を受付できません。

5. 申請期間

令和3年8月1日から令和3年12月28日まで

※申請期限を過ぎると給付できませんのでご注意ください。

こんなときはどうなるの？

Q. 給付金に税金はかかりますか？

A. 本給付金は、所得税法上の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、本給付金のみでは非課税となります。ただし、他の一時所得と合計して50万円を超える場合は、課税対象となります。

Q. 引っ越した場合には、給付金はどうなりますか？（住民票を村外の市区町村へ移した場合）

A. 基準日（5月1日）から給付決定までの間に、村外に転出された場合、本給付金は給付されません。

Q. DVにより避難していますが、給付金はどうなりますか？

A. 配偶者（DV加害者）からの暴力により、村内に住民票を置き避難（配偶者と生計を別に）している場合、避難している方を1世帯とみなして給付金を受け取ることができる場合がありますので、お早めにご相談ください。

お問い合わせ

南山城村役場 税住民福祉課 電話：0743-93-0103

新型コロナウイルス感染症に関連の給付金に関する“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取にご注意ください。

ご自宅などに南山城村税住民福祉課から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに南山城村役場又は最寄りの警察にご連絡ください。